

令和7年 教育委員会第11回定例会 会議録

日 時 令和7年6月23日（月）

午後3時00分～午後3時40分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【指導課】

（１）熱中症事故防止に係る熱中症特別警戒情報発表時の対応について

第 2 報告

【子ども総務課】

（１）令和7年千代田区議会第2回定例会報告について

【子育て推進課】

（１）中高生世代応援手当の申請受付の開始について

（２）出産費用助成の申請受付の開始について

【指導課】

（１）いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（5月分）

第 3 その他

【子ども総務課】

（１）教育委員会行事予定表

（２）広報千代田（7月5日号）

出席委員（3名）

教育長	堀米 孝尚
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（9名）

子ども部長	小川 賢太郎
子ども総務課長兼教育政策担当課長	加藤 伸昭
副参事（特命担当）	大塚 立志
子ども支援課長	大松 雄一郎
子育て推進課長	山崎 崇
児童・家庭支援センター所長	宮原 智紀
学務課長	清水 直子
子ども施設課長	川崎 延晃
指導課長	上原 史士

欠席委員（2名）

教育委員	佐藤 祐子
教育委員	水野 珠貴

欠席職員（１名）

教育担当部長	大森 幹夫
--------	-------

書記（２名）

子ども法制担当係長	品治 正
子ども総務課係員	原子 智実

堀 米 教 育 長	開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。 ただいまから令和７年教育委員会第11回定例会を開会いたします。 本日、佐藤委員及び水野委員から、欠席の連絡を頂いております。 なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第３項の規定により、委員の過半数が出席しているため、本委員会は成立しております。 今回の署名委員は、俣野委員にお願いします。
俣 野 委 員	はい。

◎日程第１ 協議

指導課

（１）熱中症事故防止に係る熱中症特別警戒情報発表時の対応について

堀 米 教 育 長	それでは、日程第１、協議事項に入ります。 熱中症事故防止に係る熱中症特別警戒情報発表時の対応につきまして、指導課長、説明をお願いします。
指 導 課 長	それでは、熱中症事故防止に係る熱中症特別警戒情報発表時の対応についてご説明申し上げます。 熱中症事故防止対策につきましては、これまでも各学校・園において、学校保健安全法第29条の規定による、いわゆる危機管理マニュアルに熱中症対策を盛り込むとともに、活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数（WBGT）の情報に基づき活動実施を判断すること、また、幼児・児童・生徒への適切な指導等を行ってきているところでございます。 一方で、近年、気候変動による猛暑が続いていることを受けまして、昨年度から、環境省がこれまで示してきた熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）、それよりも危険度の高いことを示す熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）を創設いたしました。この熱中症特別警戒アラートは、都内11か所全てで翌日の最高暑さ指数（WBGT）が35度に達すると予測される際、前日の午後2時頃に発表されるものでございます。 このことを受けまして、今後、熱中症特別警戒情報、熱中症特別警戒アラ

ートが発表された際に、千代田区立学校・園で迅速な対応が図られるよう、当面の対応について、取りまとめのほうを行いました。

今回、当該内容は、他課にも対応が影響してくること、また、実際、対応に当たる現場の学校・園も含めましてご意見を頂戴いたし、内容をまとめた案となっております。

頂いた主な意見としましては、気象情報による臨時休校等の対応と同じ対応が望ましいのではないかとということ。あと、低学年の児童より学童クラブの児童に対して、オンライン授業の参加は難しいだろうと。あと、部活動対応についてと教職員対応についても明記してほしい、といったものでございました。

これらに基づいて、項番1にあるとおり、学校・園の対応の、まず(1)です。全区立校・園について臨時休業日といたします。小中学校、中等教育学校においては、児童・生徒の学びを保証するために、1人1台端末等を活用した課題等に取り組ませることを入れております。

(2)です。校外学習や宿泊学習等については、熱中症特別警戒情報が発表された都道府県以外の場所での活動について、当該の都道府県の状況を把握し、活動内容等について適切に判断することといたしました。

(3)です。部活動について。こちらは原則禁止といたします。なお、熱中症特別警戒情報が発表された翌日、つまり、熱中症特別警戒の当日に大会の場合で、主催団体等の判断でその大会自体が開催が決定している場合は、学校と教育委員会で協議し、参加の可否を判断することとしております。

(4)です。保護者へ熱中症特別警戒情報が発表された翌日の臨時休業、それと教育活動の中止、それと、1人1台端末等を活用した課題等について説明するとともに、熱中症予防のための注意喚起を行うよう明示しております。

(5)です。近隣の学校・園と対応の共有、それと、学童クラブ等との関係機関と十分に連携を図ることも記載しております。

(6)長期休業中についても同様の対応を行うことといたしました。

項番の2です。保護者への周知につきましては、まず、教育委員会で熱中症特別警戒情報が出されたことを周知した後に、それぞれの学校・園から、熱中症特別警戒の当日の対応について、「すぐーる」にて配信することといたしました。周知文例をこちらに示させていただいております。

最後、項番3、その他になります。(1)です。園について臨時休業日とあるのは、幼稚園、こども園(短時間)のことです。つまり、長時間保育、預かり保育は実施します。

(2)です。学校園を休校とする場合は、朝の登校時刻と同じ時刻に学童クラブを開設することを明記しています。

(3)です。教職員については原則出勤でございますが、健康上の配慮から、休暇の取得等を推奨することとしております。それから、幼稚園・こども園の長時間保育・預かり保育を実施するための教職員の体制につきまして

	は、園児の登園状況や教職員の通勤、あと健康状況等を踏まえて対応するように記載しております。
	本件については以上となりますが、混乱を生じないように、これまでの気象状況の対応と同じような形を取らせていただいております。
	ご説明は以上でございます。
堀 米 教 育 長	はい。説明がありました。
	この件につきまして、何か質問があったらお願いいたします。
	長崎委員、どうぞ。
長 崎 委 員	はい。健康というか、もう、命を守るためにお休みというのはすごくよく分かるのですけれども、保育園とかは、親が仕事だとどうしても預けなければいけないので、一応、開園する動きで。ただ、できる限りお休みしてくださいというので、その辺りの出欠状況みたいなものを前日に確認を取ったりして、翌日にいっぱい来るようだったら、やはり職員も休めないではないですか。そこを休ませるために前日にある程度何か把握するような形を取るのでしょうか。
堀 米 教 育 長	子ども支援課長。
子ども支援課長	出欠は、まだ確実に取るとは決めていないのですけれど、こういった制度が始まりましたら、園長とも相談しまして、そういった対応もできるように検討いたしたいと思います。
長 崎 委 員	はい。ありがとうございます。
	あともう一点ですけれども、幼稚園の通常の短時間の保育は休園ということで、そこで、お仕事をしても幼稚園に預けられる体制を取ろうと今頑張っているところです。やはりそこは幼稚園も現在対応していただけないということでしょうか。
堀 米 教 育 長	幼稚園はどうかということですか。
長 崎 委 員	はい。
堀 米 教 育 長	指導課長。
指 導 課 長	短時間の場合は、教育課程というところもありますので、そのいわゆる通常の預かりとはまた、長時間とは違う状況ですので、そこは園長とかともしっかりと話をさせてもらって区切るところは変わらずにということでした。長時間だとか預かり保育については、可能な限り登園を自粛していただきたいところはあるのですけれども、そのような対応はさせていただこうと思っています。
長 崎 委 員	あと、もう一点、すみません。
	これが前日の2時に発令されて、小学校とかはお休みで学童は開くということです。通常、学童は放課後の時間帯しか開催しないのですけれども、朝から対応していただけると思って大丈夫でしょうか。
堀 米 教 育 長	では、児童・家庭支援センター所長。
児童・家庭支援センター所長	いわゆる異常気象による急な休園・休校は、実は同じようなパターンで大雪や台風のときでも、やはり学童の場合は保育の需要というのはございま

	す。平日でも朝から同じように学校が休みとなる本来の登校時間から開けるような体制を整えているところでございます。
	ですので、いわゆる異常気象の中の1つとしての受け止めの中で、学童の先生方には少しご足労をおかけしてしまうのですけれども、朝から来ていただいて対応していただくというところで整えてございます。
長 崎 委 員	分かりました。ありがとうございます。
堀 米 教 育 長	はい。
	ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。
	(な し)
堀 米 教 育 長	協議が終わりましたので、これでよろしいということですか。
指 導 課 長	今日の段階では。
堀 米 教 育 長	はい。いろいろな質問がまた園からあるかもしれませんが、それに対応していただければと。
	一応、11か所全部ということですよ。
	指導課長。
指 導 課 長	はい。11か所全てで出るというところなので、まず出ることがないと、言い切ってはあれですけれども、今まで出たことがないので。とはいいいながら、危険なものなので、今後、長い目で見ていくと、ゼロではないかというところで早めに取りまとめさせていただいております。
	ただ、これが頻繁に出るようになると、この最初の文に書かせていただいたように、当面の対応についてというところで、その状況に応じて、またこの辺りの見直しをさせていただこうと思っております。
	以上です。
堀 米 教 育 長	はい。ということでございます。よろしくお願いします。
	それでは、次に行きます。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 令和7年千代田区議会第2回定例会報告について

子育て推進課

(1) 中高生世代応援手当の申請受付の開始について

(2) 出産費用助成の申請受付の開始について

指導課

(1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告(5月分)

堀 米 教 育 長	それでは、日程第2、報告事項に入ります。
	令和7年千代田区議会第2回定例会報告につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。
子ども総務課長	はい。それでは、教育委員会資料に基づいて、まずは日程からご説明させていただきます。

今回の第2回定例会につきましては、6月4日の告示日から6月11日に招集日で、本日23日で、明日と明後日が代表と一般の質問を受ける日となっております。その後、常任委員会と特別委員会がございました後、7月4日が今のところの最終日となっております。

日程につきましては、以上でございます。

その次ですが、区長の招集挨拶ということで、今回、大きく分けて5点、物価高騰対策、また安全・安心な地域社会に向けての取組み、住宅施策、祭礼文化の継承と地域コミュニティの再生・活性化、それからまちづくりの取組みということで挨拶の書かれている中に、Ⅱ番の安全・安心な地域社会に向けての取組みについて、少し子ども部の案件が触れられております。防犯カメラの設置と、あと、区内大学生と連携した見守り事業の拡大といった部分の記載がございます。そのほかの事項については、後ほどご確認いただければと思います。

それから、代表・一般の質問でございます。

代表の質問の中では、今回、子ども部関連はお二人から頂いております。自民党の小林議員からは、中高生世代応援手当、それから和泉小・いずみこども園の施設整備。白川議員からは、中高生応援手当、それから教育における伝統的価値観を尊重する姿勢があるか、それから、学生のための学習スペースの確保といったご質問を頂いております。

こちらは一般質問で、西岡議員から国際理解とデジタル人材育成の推進ということで、九段中等の取組をどうやって区内の小中学校に拡充していくのかとのご質問。それから、米田議員からは、小中学校におけるネイティブ人材の活用と障がい児の登下校の支援。桜井議員からは、地域の防災リーダーの育成で、こういった取組を、この中に防災教育にどう取り組んでいるのかとの記載がございます。それから、のざわ議員は、落雷対策ということで、教育現場における落雷対策というご質問を頂いているところでございます。

ご説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

何かご質問ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

続きまして、中高生世代応援手当の申請受付の開始につきまして、子育て推進課長、説明をお願いします。

子育て推進課長

先ほどの代表質問のところでも出されていましたが、中高生世代応援手当、こちらは本年度から始める新規事業でございます。

制度の概要からご説明させていただきますが、こちら、目的は中高生世代を養育する者に対し手当を支給し、子どもの成長とともに増加する教育費、食費等の養育費にかかる経済的負担の軽減を図り、中高生世代が安心して暮らすことのできる生活の実現に向けて支援するものでございます。

受給資格者は、区内に住所を有する中高生世代を養育する者。対象は、こちらは大体で書いてありますが、約3,200名。手当としましては、1人につ

き月額1万5,000円。支給月としては年3回で、毎年2月、6月、10月と。

申請方法としましては、窓口での受付、あとは郵送でもいいですし、区のポータルサイトを使つての申請でも構いませんというところでございます。

項番2のスケジュールでございますが、広報の7月20日号、こちらに掲載する予定です。あとはホームページ、SNS等でも周知していきますが、やはり対象者宛てに直接郵送で申請に関する案内等を送らせていただくところでございます。その案内の発送予定としましては、7月11日を考えております。受付としましては、この案内が届き次第開始でございますので、恐らく11日の次の週、14日なり15日からは申請が始まるのかというところでございます。

米印にも書いてありますけれど、令和7年4月1日時点で千代田区から児童手当の認定を受けている方は申請不要と。ですので、大部分の方は申請しないで、児童手当から横引きでそのまま支給ができる形になっております。

申請が必要な方に関しましては、一応、期限としましては9月30日までに申請を行ってくださいと。それがない場合には、4月からの遡り分について支給ができなくなってしまうので、十分注意してくださいと。直接、案内等しっかり送らせていただいて、この部分も周知していきたいと考えております。

初回支給日としては10月24日を予定しております。チラシもありますので、ざっと見てもらえたらと思います。

最初に対象者のお話で、先ほどの支給額、支給時期は、初回は10月です。申請が必要か必要ではないかというのを裏面に記載しております。申請が必要な方は先ほど説明したとおりでございますので、9月30日までに申請してくださいと。遅れた場合には、その次の分からの支給という形になります。こちらは書いてあります。

裏面で、申請が必要か必要ではないかのフローですけれど、まずは中高生世代の子どもでいらっしゃるかどうか。児童手当の受給者は千代田区内に住んでいますか。「はい」。4月1日時点で千代田区から児童手当の認定を受けていますか。「A」という形で、Aのタイプの方がほとんどです、と。では、ここで4月1日に認定を受けていない方はというと、4月以降に転入された方とか、あとは千代田区に住んでいる方でも公務員の方。公務員の方の場合は、役所ですとか勤め先からという形になりますので、この方は申請が必要になります。少し上りまして、千代田区内に児童手当の受給者が住んでいない場合、これはどういう場合かといいますと、単身赴任とかで児童手当の世帯で受給者の方が区外に住んでいらっしゃるって、千代田区内にお子さんとその配偶者の方が住んでいる場合というパターンがあるかと思います。その「はい」の場合は申請が必要です、という形になります。それでもない場合、両親がもしかしたら海外赴任とかでしばらくいなくて、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に息子さんが千代田区内に住んでいる場合とか、本当にほとんどレアケースなので、お問い合わせくださいとしております。ここに

堀 米 教 育 長

必要書類等も書いております。

というところで、簡単ではございますけれど、説明は以上になります。

はい。説明が終わりました。質問がありましたらお願いいたします。

漏れがないように、あらゆる方法で周知していくということでございます。よろしいでしょうか。

(な し)

堀 米 教 育 長

なければ、次に行きます。

続きまして、出産費用助成の申請受付の開始につきまして、子育て推進課長、お願いします。

子育て推進課長

こちらから今年度から始める新規事業で、出産費用助成の申請受付をこれから始めるところでございます。

こちらの目的としましては、経済的負担を軽減して、子どもを持つことを希望する人が、安心して産み育てられるように支援するところでございまして、助成額としましては、一度の出産につき最大31万円でございます。出産に関しては、出産育児一時金もございます。それを引いて、あとは付加給付等が保険によってはありますので、それを控除した残りの自己負担分を助成します。

対象としましては、令和7年4月1日以降に出産した方。それと、①から③の条件を満たしていること。①のところ、出産前から申請日まで引き続き1年以上区内在住である方というところを条件にしています。これは産み育てるというところの目的も考えて、一定の期間は要件として入れようと。極端な話、産むときだけ千代田区に来て、すぐに転出してしまうのは少し違うのではないかとこのところから、このように一定期間の条件をつけております。前から住んでいらっしゃる方は、出産してすぐに申請ができる形です。

対象人数としては、約600人を想定しております。申請方法としましては、それぞれの窓口、あとは郵送も大丈夫ですと。区のポータルサイトでも申請できますというところで、あと申請期限は出産日から2年間と。これは出産育児一時金も同じような条件です。

周知方法としましては、こちらの中高生世代と同様に、広報7月20日号に掲載します。あと、ホームページ、SNSでも行っていきます。あとは、窓口でもチラシ等を配ります。医師会等に協力をお願いして、産婦人科関係の医療施設にも置かせてもらいます。

一番は出生届ですとか児童手当、医療証、この出産に伴う手続きがございますので、そこでしっかりと案内をしていきます。もう4月以降、既に出産されたかたなどは、直接郵送なり何なり案内を出して、周知していきたいと考えております。

スケジュールとしては、受付開始が7月22日以降順次行う。初回支給日が9月30日を予定しているところでございます。

こちらは一応チラシを作っておりますので、このような形ですね、対象者、あとは助成額について、あとは、申請必要書類ですとか申請方法という

	ところでございます。
	説明は以上でございます。
堀 米 教 育 長	はい。
	何かご質問ございますでしょうか。
	長崎委員。
長 崎 委 員	対象者が、出産日以前から申請日まで引き続き1年以上ということで、これは出産時点で千代田区民、越してきてすぐ出産して、1年間待てば申請ができるという。
子育て推進課長	そうです。一応、千代田区の在住期間が1年間ぐらいいはというところを考えています。
長 崎 委 員	2年が申請期限だから、大丈夫と。
子育て推進課長	そうです。
長 崎 委 員	分かりました。ありがとうございます。
堀 米 教 育 長	忘れなければ大丈夫。
	何かほかにございますでしょうか。この辺もししっかりと周知していくということです。その辺も含めてやっていきたいと思います。
	それでは、よろしいでしょうか。
	(了 承)
堀 米 教 育 長	続きまして、いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（5月分）につきまして、指導課長、説明をお願いします。
指 導 課 長	令和7年5月のいじめ、不登校、はくちょう教室の状況について報告させていただきます。
	まず、いじめについてです。昨年度からの継続案件につきましては9件、5月の新規としましては3件です。解消したものが4件となります。そのため、5月末での未解消としましては12件、令和7年度のこれまでの累計としましては16件となります。
	不登校数については、小学校では6名、中学校・中等教育学校では18名、合計で言いますと、累計で24名となっているところです。
	それぞれ、この24名のどこにもつながっていないような状況というところはしっかり整うように、各学校に対して助言等を進めているところです。
	最後、はくちょう教室の利用状況についてですが、5月の利用者数が14名です。新規の登録は3名ですので、5月末での登録者数は18名となっております。
	報告は以上です。
堀 米 教 育 長	はい。
	これにつきまして、何かご質問ありましたらお願いいたします。
	例年に比べてこの辺の数の比較はどうでしょうか。
	指導課長。
指 導 課 長	いじめの件数とはくちょう教室の数は、昨年度と同じです。不登校者数は、小学生が昨年度と比較すると少し、4名ほど多いかという状況ではあり

	ますが、その4名も全て学校ともつながってはいますので、誰も、どこにもつながっていないお子さんは今のところいない状況です。
堀 米 教 育 長	はい。ありがとうございます。 何か。よろしいでしょうか。 (な し)
堀 米 教 育 長	はい。ありがとうございます。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(7月5日号)

堀 米 教 育 長	それでは、その他です。日程第3、その他事項に入ります。 教育委員会行事予定表、広報千代田(7月5日号)につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。
子ども総務課長	はい。それでは、まずは行事予定表です。 本日6月23日、教育委員会から、明後日、音楽鑑賞教室がありまして、それから7月23日から保田の臨海学校がございます。その後、7月28日から8月1日まで、九段中等教育学校の至大荘行事がありますが、29日に教育委員の皆様にも視察をしていただくという予定でございます。 予定表は以上でございます。 続きまして、7月5日号でございます。トータル24件でございます。そのうち、子ども部に関するものが1から5番でございます。 子育て推進課については、育成手当の現況届と、あと夏休み期間中の子どもの遊び場についての案内。それから児童・家庭支援センターは子育てサポートが受けられる利用会員登録の説明会、おばけやしきと。それから、学務課は区立小学校入学予定者指定校変更の相談受付で、合計5件の広報原稿でございます。 ほかは、文化振興課と生涯学習・スポーツ課のお知らせの記事となっております。 以上でございます。
堀 米 教 育 長	はい。ありがとうございます。 何かこれについてご質問ありますでしょうか。 俣野委員、どうぞ。
俣 野 委 員	すみません。7月29日の至大荘は、これは日帰りで適宜帰ってくるということですか。
子ども総務課長	日帰りでございます。
堀 米 教 育 長	音楽鑑賞教室については、アンケートがありますけれど、何か学務課長から追加でありますか。
学 務 課 長	特段ありません。

堀 米 教 育 長 それでは、教育委員からの情報提供でございます。

俣 野 委 員 俣野委員から情報提供が何かございましたらお願いいたします。

俣 野 委 員 はい。2つありまして、1番目は日経新聞の6月12日の記事です。学校業務を外注に出すというのが非常に増えているそうで、外注に出すことによって先生方の負担を少なくするのは非常にいいことだと思います。例えばこれは、国が保護者対応を民間に任せるなどの業務の外注を広げようになると書いてあるのですけれども、この辺は保護者対応を民間に任せることに対して先生方はどんな感想というか、そんなものを持っておられるのかと感じました。大変なことですが、それを先生方が対応することによって、いろいろと保護者との共有もできる感じもあると思うのです。現場を預かる先生方の受け止め方はどのようなものになるのでしょうか。

堀 米 教 育 長 では、1つずつ行きますか。

俣 野 委 員 はい。

堀 米 教 育 長 はい。では、この件につきましても、様々な外注ということがあると思うのですが、まず指導課長。

指 導 課 長 本区の取組としては、以前もお話ししたとおり、まず保護者の問合せ等、例えばいじめ悩み相談ホットラインというのもありまして、保護者だとか子どもだとか、相談体制というのは外注で民間業者にお願いして、委託してやっているところですが、そういった問合せは全て一括して受け付けるようなことは現在していないところです。

指 導 課 長 今、委員がおっしゃったように、教員にとって一時的な負担軽減にはつながる部分はあるかと思うのですけれども、やはり保護者との悩みとか相談の解決というところはやはり学校と保護者の連携で欠かせない部分があるのではないかと。そういった、一時、外注することによって教員の負担感とストレスが減るかもしれないですが、そのことによっていわゆる早期対応だとか早期解決につながらないケースも出てきてしまうのではないかというおそれもあるところです。その辺り、いいところとそうではないところは、学校現場も思っているところかと思います。

指 導 課 長 それぞれ、今、文科省のモデル事業もやっていて、成果が出ているのも報道に入っているところですが、そういったところも分析しながら、今後他地区の動向等も注意していく必要があるかと思います。

指 導 課 長 あと、業務委託。業務については、実際に例えば部活動についても外部委託はしていて、先生方はその辺り、軽減が図れているところとか、学校ではスクール・サポート・スタッフというか、副校長補佐という方もつけていますので、そういった部分での業務軽減を図るような人材として配置はしているところです。

指 導 課 長 その方たちは、実際に学校現場で勤務しているので、現場の担任だとか管理職だとか、連携しながらそういった業務に当たっているところですので、例えば副校長補佐人の方などは、一時的に保護者のお電話を頂いて、そこで、場合によってはそこで解決する部分もあれば、しっかり担任や管理職に

伝えていくというところが、一時的な窓口になることもしていただいているところ。そういった連携が本区の場合はできているので、十分、先生方のその辺りのストレスだとか業務軽減だとかは図れている状況ではあるかと思っております。

以上です。

俣野委員 ありがとうございます。これは、本当に先生方の負担を減らすことは非常に大切なことで、いいことだとは思いますが、保護者と先生方のコミュニケーションができるだけ密になるような形にさせていただいたらいいいのかと感じました。ありがとうございました。

もう1点、これは5月27日の読売新聞で、調布市で学童にお弁当を提供するという、夏休みとかそういう長期休暇です。そういったものが学童クラブで有償でお弁当を提供することですけれども、当区ではどのぐらい、やはり仮にそういうことになった場合に、ニーズがあるものでしょうか。

堀米教育長 児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター所長 まず千代田区の状況でございますが、有償でのお弁当提供自体は既に実施済みでございます。おおむね1食600円に満たない額を、実費として頂いてということになっておるのですけれども、まずもって長期休業期間中は、朝から預らせていただいて夕方にお帰りいただく流れで申し上げますと、必ずお昼は必要になってまいります。その際に、ご家庭によって、お弁当をご持参するご家庭もいらっしゃる、お弁当を作るのが難しかったり、お弁当でないということと言うと、一応我々としては事業者、弁当事業者に直接保護者の方が申し込んでいただいて、その学童クラブに届けてもらうことはやっております。その中の利用者で申し上げますと、おおむね、民間のところはまた少し違うシステムが入ったりするのですけれども、区学童で申し上げますと、その事業者が、利用率で言うと1割から2割程度になっております。特に、例えば一番町で申し上げますと、もともとの在籍人数が60名ほどの中で、昨年度の実績ですと、長期の休業期間中のお子さんの預かりが大体30名前後でございます。その中でそういったものを利用されているのが8名程度いらっしゃるということでございます。長期間といっても、毎日ずっとではないので、それぞれ波があるのですけれども、平均するとそれぐらいの実数かというところでございます。

この辺と、一番多いところと言うと2.5割程度。一番低いところと言うと50人利用されている中で、そういった弁当事業者の利用は5人程度、1割程度というのが西神田のほうの学童クラブでございます。

堀米教育長 よろしいですか。

俣野委員 ありがとうございます。では、ご自分でお弁当を持ってくる生徒も結構いるということですね。

児童・家庭支援センター所長 現状で言うと、そのような形となります。

俣野委員 そうですか。ありがとうございました。

堀米教育長 よろしいでしょうか。

俣 野 委 員

はい。

堀 米 教 育 長

ほかに質問、情報提供がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(な し)

堀 米 教 育 長

はい。それでは、本日の教育委員会は、以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。